

■国民健康保険税の産前産後期間の軽減について

概要

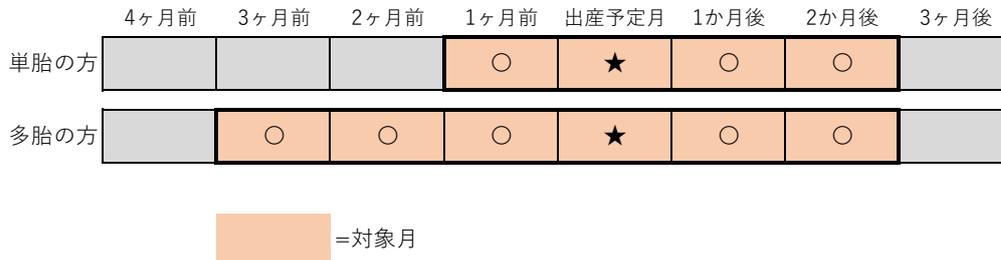
- ・国民健康保険に加入している方が出産されたとき、出産した方にかかっている国民健康保険税の一部を軽減します。
- ・軽減するには申請が必要です。申請は出産予定日の6か月前からできます。出産後に遡って申請することもできます。

対象となる方

- ・令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です。死産、流産、早産等も対象です。

国民健康保険税の軽減対象期間について

- ・単胎の方：出産予定月の前月から翌々月までの4ヶ月分
- ・多胎の方：出産予定月の3か月前から翌々月までの6ヶ月分



※対象となるのは令和6年1月以降の月のみとなります。（令和5年11月に出産した場合、令和5年の10月～12月の分は軽減対象となりません）



国民健康保険税の軽減額について

- ・出産される方の所得割額・均等割額の年額から対象月数相当が減額されます。
- ※出産後の届け出等で年税額が既に支払われた保険料よりも少なくなった場合は保険税還付により対応します。

必要書類

- ・母子健康手帳等、出産予定日の記載された物

※出産後の届出により住基情報で出産日が確認できる場合は確認書類は必要ありません

- ・出産した（する予定の）方の国民健康保険証
- ・国民健康保険出産被保険者国民健康保険税軽減申請書